

[各論Ⅰ]消費増税対策の車・住宅減税に偏重の2019年度税制改正

片桐 正俊

東京通信大学教授・中央大学名誉教授

2019年度税制改正の特徴

2019年度税制改正は、国・地方合わせて1670億円の自動車・住宅減税に示される消費増税対策に偏り、これといった目玉のない抜本改革素通りの税制改正になってしまった。

では、2019年度税制改正は、なぜこのような消費増税対策一辺倒の税制改正になってしまったのか。そもそも消費税の税率は、2012年の民主、自民、公明の3党合意に基づく、同年8月の消費増税法の成立により、2014年4月に8%に、2015年10月に10%に引き上げることが決まっていた。だが、2012年12月に発足した第二次安倍政権は、2014年4月に消費税率を8%に引き上げたものの、同年11月には10%への引上げを2017年4月に延期すると表明し、さらに2016年6月にそれを2019年10月に再延期すると表明し、その期日も近づいて、ようやく消費税率10%への引上げを実施せざるを得なくなつたのである。

ところが、2019年10月から消費税率を10%に引き上げるとなると、2019年春に統一地方選挙、夏に参議院選挙があり、国民の痛税感を和らげないと選挙で敗北するのではないかという不安があり、さらに2014年4月の消費税率8%への引上げの際には、駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じて景気の回復力が弱まったことがトラウマとして残っているところから、安倍政権は、

2019年度税制改正だけでなく2019年度予算全体の重点を消費増税対策に置くことになった。

では、2019年度予算案に盛られている消費増税対策はいかなるものなのか。その概要は、表1に示されている。消費増税対策の総額は2兆280億円に上り、キャッシュレス決済でポイント還元、プレミアム付き商品券、すまい給付金、次世代住宅ポイント制度、防災・減災、国土強靭化がその主内容である。いずれにせよ、この消費増税対策が大きな要因となって、2019年度予算案は当初予算案として初めて100兆円を超えてしまった。

消費増税対策は、これだけではない。2019年度税制改正も自動車と住宅の大減税という形で消費増税対策に重点を置いた。その他に、すでに決まっていることではあるが、消費税率を10%に引き上げる際に、酒類を除く飲食料品と新聞の消費税率を8%に据え置く軽減税率制度がある。

このような歳出面での消費税と関係のない公共事業を含んだバラマキとも言える大盤振る舞いと歳入面での大規模減税で、消費増税に伴う駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動を平準化し、景気の回復力を維持できるかも知れないが、多くの識者は、それらの過剰ともいえる消費増税対策が終了する2020年の東京オリンピック後には、景気の急減速が避けられず、そうなるとさらなる財政出動が求められ、財政は一段と悪化し、悪循環に陥るのではないかと恐れている。

また、消費増税額を上回る程の消費増税対策と

表1 消費者向けの消費税対策

| 対象 | 内容 |
|------------|--|
| ポイント還元 | キャッシュレス決済 ▶期間は9カ月間 ▶ポイントでの還元率は中小店で5%、コンビニなど大手チェーンで2% |
| プレミアム付き商品券 | ▶住民税非課税世帯 ▶0～2歳児がいる子育て世帯 最大2万円の支払いで2万5000円分の商品券 |
| すまい給付金 | 年収775万円以下（目安） 最高50万円を支給 |
| 次世代住宅ポイント | 省エネなど一定性能をもつ住宅 新築で最大35万ポイント、リフォームで30万ポイントを発行 |
| 住宅ローン減税 | 消費税率10%が適用される住宅 所得税などの控除が受けられる期間を10年から13年に延長 |
| 自動車税減税 | 来年10月以降に新車登録 毎年かかる自動車税を1台あたり最大4500円軽減 |
| 軽減税率 | 全ての人 酒類を除く飲食料品と新聞の消費税率を8%に据置 |

(出所)『讀賣新聞』(朝刊) 2018年12月22日付。

しての大規模なバラマキと大減税を行うのは、社会保障と税の一体改革のための消費増税の趣旨を逸脱し、いったい何のための消費増税なのかという声も多く聞かれる。

さて、以下では2019年度税制改正の主な内容を検討するが、まずは税制改正の重点が消費増税対策に置かれているので、対策の柱である消費税軽減税率の導入、自動車税の減税、新税「環境性能割」の減税、住宅ローン減税について検討する。

その後で、2019年度税制改正の残りの主なポイントを検討する。個人所得課税については、ふるさと納税制度の見直し、未婚のひとり親に対する住民税の軽減措置について検討する。資産課税については、個人事業者の事業承継税制の創設、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しについて検討する。法人課税については、イノベーション促進のための研究開発税制の拡充、中堅・中小企業による設備投資等の税優遇延長、東京都と地方の税収偏在の新たな是正措置について検討する。

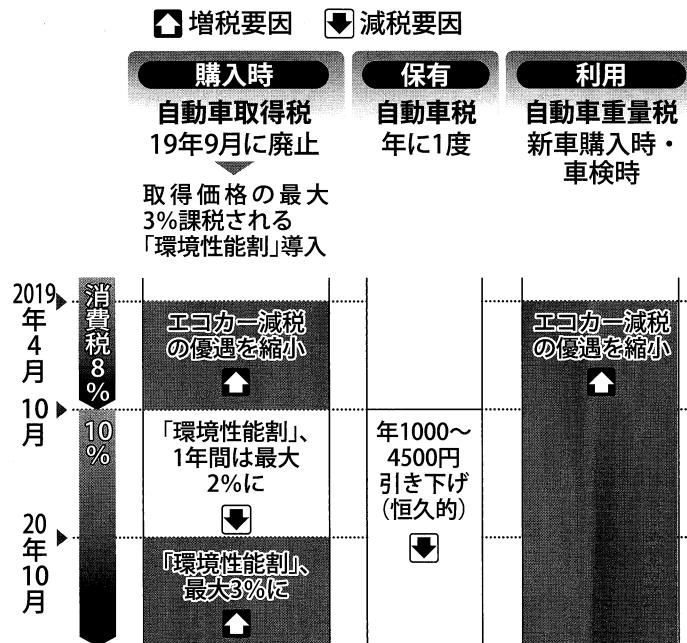
消費増税対策

(1)消費税軽減税率制度の導入

消費税率10%への引上げに合せて、酒類や外食を除く飲食料品と、週2回以上発行され、定期購読されている新聞の税率を8%に据え置く軽減税率制度が導入される。消費税は逆進性が強いので、生活必需品に係る税率を軽減することにより、低所得者の痛税感を和らげることを目的としている。

ただし、この制度には次のような問題がある。第1に、8%の軽減税率の恩恵を受けるのは、低所得者に限らず、高所得者も恩恵に浴することである。その点では、低所得者対策としては、採用されなかった給付付き税額控除の方が優れている。第2に、外食や酒、医薬品は飲食料品に当たらず10%の税率が適用されるが、外食や酒、医薬品に該当するかしないのか線引きが難しいケースが多くあり、混乱が予想される。第3に、軽減税率の導入には約1兆円の財源が必要であるが、この手当も十分できていない。低所得者の医療や介護の負担を軽くする「総合合算制度」の創設を見送った分で4000億円を捻出したことだが、低所得者

図1 自動車にかかる税金を見直すイメージ



(出所)『讀賣新聞』(朝刊) 2018年12月15日付。

対策としての軽減税率制度の財源を捻出するため、別の低所得者対策である「総合合算制度」の創設を見送るというのはおかしな話である。他に、3000億円程度はたばこ増税と給与所得控除の縮小で確保し、残りの3000億円分はインボイスの導入で約2000億円、社会保障費の歳出見直しで約1000億円を確保する方針のようである。しかし、インボイス導入は4年後の話であり、社会保障改革による財源捻出の具体策は示されていない。

(2)自動車税の恒久減税化等車体課税の見直し

2019年10月の消費増税対策の重点の1つとして、自動車の取得税や保有時にかかる税金を引き下げるようになった。また駆け込み需要と反動減といった需要変動を平準化し、2019年10月からの上述の自動車減税の財源確保の観点から、既存のエコカー減税は縮小されることとなった。それを図示したのが図1である。

図1について説明しよう。自動車の所有者が支払う自動車税（地方税）は恒久的に減税となる。2019年10月以降新車を購入すると、1台当たり1000～4500円安くなる。それによって地方税に穴が開かないよう代替財源の安定的確保のため

に、燃費の良いエコカー向けの減税を縮小する増税が行われる。2019年4月から新車購入時に支払う「自動車取得税」を軽くするエコカー減税が縮小される。同年5月には、購入時と車検時に支払う「自動車重量税」を軽くするエコカー減税も縮小される。

また、車の購入時に支払う自動車取得税は消費増税時に廃止する。代わりに、燃費に応じて課税する「環境性能割」を導入する。本来の税率は取得価額の最大3%だが、消費増税後の1年間に限って最大2%に引き下げる。さらに、2021年4月には、エコカーの購入翌年度の自動車税と軽自動車税を安くする「グリーン化特例」の対象を、電気自動車など次世代車に絞り込んで増税する。

以上のような車体課税の見直しは、駆け込み需要と反動減といった需要変動を平準化し、地方の安定的な財源の確保に資するものではあるが、自動車税減税は規模が小さく、かつエコカー減税の縮小を財源としたため、消費を喚起することはあまり期待できないのではないか。

(3)住宅ローン減税の拡充

消費増税による住宅需要の減少対策として、住

宅ローン減税の適用期間が現行の10年間から13年間に延長される。対象となるのは、2019年10月以降に契約し、2020年12月末までに引き渡された住宅やマンションに住民票を移して居住する人に限られる。

10年目までは、現在と同様に、毎年末の住宅ローン残高の1%を所得税や住民税から控除する。控除額の上限は、一般住宅が年40万円、長期優良住宅は年50万円である。11～13年目は、毎年建物購入価格の2%分を3等分した額と、年末の住宅ローン残高の1%分の額とを比べ、少ない方の額を所得税や住民税から控除する。しかし、このような住宅ローン減税の延長では、消費増税による負担増を帳消しにするほどの需要喚起効果は期待できないと思われる。

主な個人所得課税の改正

(1)ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税は、納税者が自分で選んだ自治体に寄付すると、寄付額から2000円を差し引いた金額を所得税や住民税から控除できる制度である。納税者の出身地や応援したい自治体の活性化を促すのが狙いだが、豪華な返礼品や地元と関係の薄い返礼品で寄付金を集めようとする自治体間の競争が年々激化している。これを防ぐために、制度を見直すことになった。「調達費が寄付額の30%以下の地場産品」を返礼の基準とし、基準を守っている自治体だけが制度の対象に指定され、基準に違反する自治体に対する寄付は2019年6月から税優遇を受けられなくなる。

(2)未婚のひとり親に対する住民税軽減措置

婚姻歴のあるひとり親は、所得税や住民税の負担が軽減される寡婦(夫)控除の対象であるが、婚姻歴のないひとり親は対象外となっている。この格差を埋めるための寡婦(夫)控除改革をしなければならないが、自民・公明両党の意見がまとまらず、改革は2020年以降に先送りされた。代わりに、年収204万円以下の場合に住民税を非課税とする対象に、条件付きで未婚のひとり親を加え、年収365

万円までなら17,500円の手当を支給することになった。しかし、子どもの貧困問題が深刻になっている中で、求められているのは、このような中途半端な解決策ではなく、婚姻歴の有無で税負担が違う不平等な状態を根本的に解決することである。

主な資産課税の改正

(1)個人事業者事業承継税制の創設

個人事業者が子供及び第三者などの後継者に事業を引き継ぐ際に、土地や建物などにかかる贈与税や相続税を全額猶予する事業承継税制を創設する。2019年1月から10年間の時限措置である。同制度創設の狙いは、高齢化や過疎化で後継者難に陥っている家族経営の町工場、個人病院、旅館、酒蔵などの個人事業者の廃業を防ぎ、代替わりを促すことにある。ただ、中小企業の経営者の代替わりを促す税制をこれまで拡充してきているだけに、この新たな制度創設がどれだけ効果があるのか分らない。

(2)教育資金、結婚・子育て資金の一括非課税措置の見直し

祖父母や親が0歳から30歳未満までの子や孫に教育資金を一括贈与したときに、1500万円を上限に贈与税を非課税にする現行優遇制度は、2018年度末に期限切れとなるが、2020年度末まで2年間延長される。ただし、この制度は、高齢者の金融資産を若年層に移転することを狙いとしているが、富裕層の相続税対策に使われ、経済格差の固定につながるとの批判が強いため、対象を制限することになった。受け取る側の子や孫の所得を1000万円以下に制限し、受け取る側が23歳以上の場合、使途を制限し趣味の習い事等を除外することになった。

祖父母や両親が子や孫に結婚や子育て資金を一括贈与した場合、最大1000万円まで贈与税を免除する制度も教育資金と同じく2年間延長する。ただし、これも教育資金と同様に批判に配慮して、受け取る側に1000万円の所得制限を設ける。

主な法人課税の改正

(1) 研究開発税制の拡充

現行制度は、企業が法人税額の25%まで研究開発費用を差し引けるが、多くの企業がこの上限に達してしまっている。そこで民間の研究開発を活性化し、生産性の向上を図るためにこの制度を拡充し、独自技術で研究開発を進める設立10年以内のベンチャー企業に対し、上限を法人税額の40%にまで引き上げることになった。大企業は控除額の上限を25%のままに据え置かれる。ただし、ベンチャー企業と連携する大企業の負担は軽減することとし、現在企業同士の共同研究では費用の20%が法人税額から控除されるが、今回共同研究の相手がベンチャー企業の場合は25%まで控除できることになった。

(2) 中堅・中小企業による設備投資等の税優遇

2年延長

中小企業の厳しい経営状況に鑑み、その経営基盤の強化のために、中小企業の設備投資を促す税優遇措置は2年間延長される。中小企業の法人税率の一部を19%から15%に引き下げる特例措置も2021年度末まで延長される。

(3) 東京都と地方の税収偏在の新たな是正措置

今回、地方法人二税(法人事業税と法人住民税)の一部を国税化して再配分する、東京都と地方の税収偏在は正の仕組みを見直し、強化することになった。現在東京都が集める法人事業税から2000億円、法人住民税から2000億円、合計4000億円が地方に再配分されているが、このうち法人事業税の再配分は2019年10月の消費増税10%への引上げに合せて廃止されるはずであった。

しかし、大企業の集中する東京都と人口減の進む地方との税収格差は拡大し続けており、現在地方法人二税の東京都と全国最低水準の奈良県との格差は約6倍にも達しているところから、法人住民税の東京都から地方への再配分は続行となつた。そればかりでなく、2019年10月以降法人事業税約6兆円のうち3割を国が吸い上げ、従来の

従業員と人口に応じて再配分する方法を改め、人口基準で地方により多く再配分することになった。その結果、法人事業税からの再配分額も4200億円に増額される。また、法人住民税からの再配分額も5000億円に増額され、合計9200億円が地方に再配分されることになった。

だが、このような税収偏在の新たな是正措置に対し、東京都は受益に応じた負担という地方税の原則や地方分権に反すると強く批判している。地方法人課税を経済活動の実態に合った形にするには、地方に帰属する利益の分割基準を精緻なものにするのが筋であって、地方法人二税の一部を国税化して地方に手厚く配分するのは問題である。別の方策としては、以前から提案のある地方法人課税と消費税の税源交換を真剣に検討してみてはどうか。

取り組まれるべき所得税抜本改革と 新たな課題

2019年度税制改正は、自動車や住宅の減税に重点を置いた消費増税対策に偏りすぎ、それ以外は抜本改革のない小粒の税制改正にとどまった。所得税は、抜本改革によって財源調達機能と所得再分配機能の2つを回復させることが長年の課題となっているが、素通りされてしまった。20年勤務するかどうかで控除額に大きな差のつく退職金課税の見直し、老後の資産形成にかかる年金控除の見直し、働き方の多様化に対応した所得控除のさらなる見直し、富裕層の優遇につながっている金融所得課税の見直し、子どもの貧困に対応するための未婚のひとり親に対する寡婦(夫)控除の適用といった検討課題が積み上っている。

所得税改革以外に、シェア経済の拡大などで自動車の「保有」から「利用」への環境変化に対応した自動車関連の税体系の見直し、仮想通貨取引やシェアリングエコノミーなどのデジタル経済の発展を踏まえた、デジタル企業の所得に対する課税方法の検討、といった新たな課題にも早急に取り組まねばならない。

(かたぎり まさとし)